

＜京銀でんさいサービスご利用規定 改定内容(新旧対照表)＞

(2019年7月8日改定)

改定後	現行
<p>第21条(利用方法)</p> <p>(1)～(2) <略></p> <p>(3) 法人を利用して行うことのできない電子記録ならびにでんさいの記録事項等の開示の請求、および本サービスに係る各種届出は、第1項の規定によらず、当行所定の書面により、取引店に申し出て行うものとします。<u>ただし、第26条第9項に規定する特定記録機関変更記録の請求は、提携記録機関に申し出て行うものとします。</u></p>	<p>第21条(利用方法)</p> <p>(1)～(2) <略></p> <p>(3) 法人IBを利用して行うことのできない電子記録ならびにでんさいの記録事項等の開示の請求、および本サービスに係る各種届出は、第1項の規定によらず、当行所定の書面により、取引店に申し出て行うものとします。</p>
<p>第26条(電子記録)</p> <p>(1)～(8) <略></p> <p>(9) <u>利用者が、業務規程第37条の2に規定する特定記録機関変更記録の請求をする場合には、提携記録機関の定めに従い、提携記録機関に申し出るものとします。</u></p> <p>(10) 第6項から第9項に掲げる請求にもとづき、でんさいネットが電子記録をしたときは、当行所定の書面により<u>利用者に</u>通知します。当行が当該通知を届出の住所にあてて発信し、その通知が遅延もしくは到達しなかったとき、または利用者がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。利用者は当該通知により電子記録の内容を確認するものとし、その確認については第23条第4項の規定を準用するものとします。</p> <p>(11) 電子記録の請求を行った利用者は、利用手数料を支払うものとします。なお、当行が当該利用者の請求を受け付け、でんさいネットへ取次ぎをした場合には、でんさいネットが電子記録をしなかった場合にも、利用者は利用手数料を支払うものとします。</p>	<p>第26条(電子記録)</p> <p>(1)～(8) <略></p> <p><新設></p> <p>(9) 第6項から第8項に掲げる請求にもとづき、でんさいネットが電子記録をしたときは、当行所定の書面により通知します。当行が当該通知を届出の住所にあてて発信し、その通知が遅延もしくは到達しなかったとき、または利用者がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。利用者は当該通知により電子記録の内容を確認するものとし、その確認については第23条第4項の規定を準用するものとします。</p> <p>(10) 電子記録の請求を行った利用者は、利用手数料を支払うものとします。なお、当行が当該利用者の請求を受け付け、でんさいネットへ取次ぎをした場合には、でんさいネットが電子記録をしなかった場合にも、利用者は利用手数料を支払うものとします。</p>